

淀川水系河川整備計画原案の概要

【河川整備の目標と施策メニュー】(計画対象期間:概ね20~30年間)

①人と川との繋がり

目標:参加型の河川整備を目指す

- ・水と人の関わりの中で培われた歴史・文化の薫る川づくり
- ・住民・住民団体、学識経験者との連携、川づくりへの住民参画
- ・情報の共有と公開の推進、等

②河川環境

目標:『川が川をつくる』のを手伝うという考えのもと、連続性の確保、ダイナミズムの再生、水循環の健全化を目指す

- ・ワンドの再生、攪乱のための施設操作
- ・河川、琵琶湖、ダム湖の水質改善
- ・川以外も含む徹底した縦横断方向の連続性の確保、等

③治水・防災

目標:上中下流のバランスを確保しつつ、戦後最大洪水を安全に流下させる。
また、施設能力を上回る洪水が発生したときにも流域全域において被害をできるだけ軽減できるようにする

- ・上中下流バランスを考えた治水対策(※右図「主な事業」を参照)
- ・流下阻害となっている橋梁の架け替え
- ・瀬田川洗堰の全閉解消に向けて操作規則の見直し
- ・琵琶湖明治29年洪水への対応
- ・情報伝達、避難体制整備等の危機管理体制の構築、等

④利水

目標:水需要の抑制を図り、節水型の社会を目指す

- ・水需要の抑制
- ・既存水資源開発施設の再編と運用の見直し、新規水源の確保
- ・流水の反復利用回数低減による水源の安全性確保、等

⑤利用

目標:都市域のコミュニティー空間として、身近な自然を楽しめ、川と街の一体感が体现できるような河川整備を行う

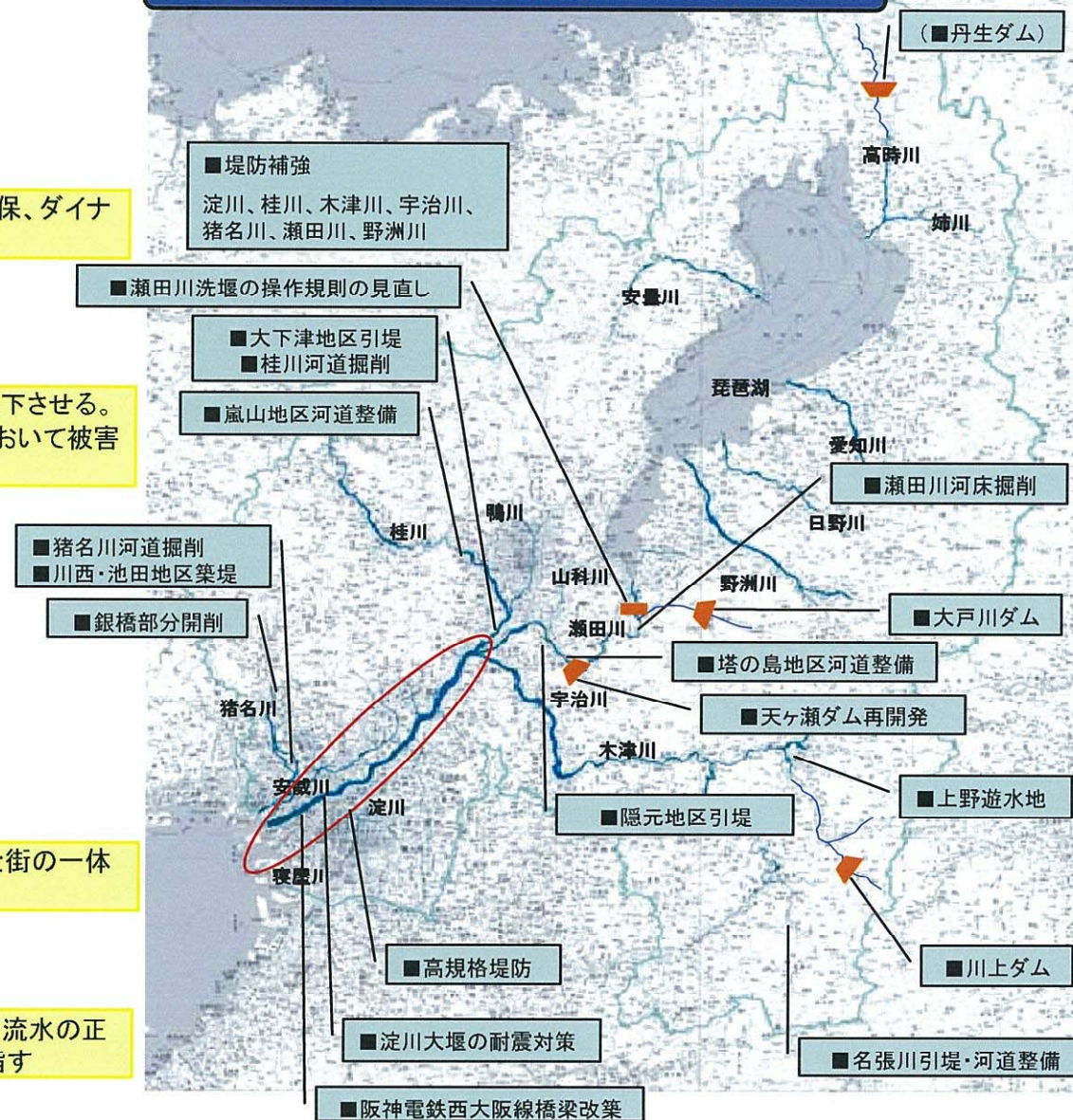
- ・まちづくりとの連動、舟運の復活、環境学習、防災学習の場としての活用
- ・プレジャーボート等の水面利用の適正化、等

⑥維持管理

目標:洪水・高潮等による災害が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持されるとともに、河川環境の保全・再生を目指す

- ・河川管理施設の機能保持、等

主な事業(上中下流バランスを考えた治水対策)



これまでの経緯

- 昭和46年3月 ■淀川水系工事实施基本計画改定（平成6年6月まで適宜部分改定）
淀川の治水計画が全面的に改定され、淀川の治水計画の骨格ができた
- 平成13年2月 ■淀川水系流域委員会設立
河川整備計画の案の作成にあたって学識者から意見を聴く場として設立
- 平成15年1月 ■淀川水系流域委員会 提言「新たな河川整備を目指して」発表
委員会が考える河川整備にあたっての視点、考え方、方向性等を提言としてとりまとめた
- 平成16年5月 ■淀川水系河川整備計画基礎案公表
河川整備基本方針が策定されていない中で、当面実施する事業の一つの案として河川管理者が作成
- 平成17年7月 ■淀川水系5ダムについての方針公表
事業中の5ダムについて、関係府県等と調整するためのたたき台を河川管理者が作成
- 平成19年8月 ■淀川水系河川整備基本方針策定
河川法の規定に基づき、社会資本整備審議会での審議を経て河川管理者が作成
- 平成19年8月 ■淀川水系河川整備計画原案公表
河川整備計画案を作成するにあたって、関係住民、自治体の長、学識者に意見を聴くためのたたき台として河川管理者が作成

淀川水系河川整備基本方針と同河川整備計画の関係

【河川整備基本方針】

河川法第16条に基づき、平成17年10月より学識者に加え流域の6府県知事も参加する社会資本整備審議会の審議を経て、今年8月16日に官報告示。

【治水対策のポイント】

- 一部地域の犠牲を前提としてその他地域の安全が確保されるものではなく、流域全体の安全度向上を図ることが必要。
- 上流の流下能力増大により、人為的に下流有堤部の負荷が増すことから、下流では、洪水を安全に流下させるために所要の流下能力を確保。
- 所要の堤防、洪水調節施設等の整備後、下流に影響を及ぼさない範囲で、原則として瀬田川洗堰の全閉操作は行わないこととし、洗堰設置前と同程度の流量を流下。
- 計画規模を上回る洪水や整備途上段階で施設能力以上の洪水が発生した場合でも、下流への過度な流量の集中を回避し、被害を軽減させるため、河道や沿川の状態、氾濫形態等を踏まえ必要な対策を実施。
- 本支川及び上下流間バランス、自然条件や社会条件を考慮し、狭窄部などの整備手順を明確にした上で、水系一貫した河川整備を実施。
- 情報伝達体制及び警戒避難体制の充実、土地利用計画等との調整、流出抑制対策などを関係機関や地域住民等と連携して推進。

【河川整備基本方針を受けた河川整備計画の役割】

河川整備計画は、河川法第16条の2に基づき、河川整備基本方針の目標に至るステップとして、当面実施する具体的な整備内容を記載したもの（今年度末を目途に策定予定）。

淀川水系河川整備計画で目指すこと（治水）

■課題

- 下流部において流下能力の阻害となる橋梁が複数存在
- 中流部は下流部に比べて極端に流下能力が不足している
- 各支川に狭窄部が存在し、その上流で浸水被害が頻発
- 計画高水位以下でも安全に流すことが出来ない堤防が多く存在
- 琵琶湖後期放流の対策が遅れている
- 琵琶湖周辺に甚大な被害のあった実績洪水である明治29年洪水に対応できていない

■目指すこと

- 各地域が公平に安全度の向上を図れるような上下流バランスのとれた整備
- 超過洪水等さまざまな洪水が発生した場合にも、極力被害を軽減する
特に、人家が密集するゼロメートル地帯をかかえる淀川本川については重点的に安全を確保
- 超過洪水に限らず、さまざまな機関の連携による危機管理、ソフト対策の確立
- 氾濫域対策も含めた琵琶湖の明治29年洪水対応
- 琵琶湖をダムの運用から通常の河川・湖沼へ

■実施内容

- 堤防補強(淀川本川は5年で完了)
- 下流部 橋梁架替
- 中上流部 戦後最大洪水対応
- 上流や支川での遊水効果の保全
(地域の合意が得られた場所において)
- 危機管理、ソフト対策
- 琵琶湖沿岸の氾濫域対策
- 琵琶湖後期放流対策
- 下流に影響を及ぼさない範囲での瀬田川洗堰全閉解消



事業中の5ダムについて

現行計画

◆丹生ダム

- ・姉川・高時川の洪水調節
- ・流水の正常な機能の維持
- ・異常渇水対策
- ・水道用水(大阪府・京都府・阪神水道企業団)

◆大戸川ダム

- ・淀川・宇治川・大戸川の洪水調節
- ・流水の正常な機能の維持
- ・水道用水(大阪府・京都府・大津市)

◆天ヶ瀬ダム再開発

- ・淀川・宇治川の洪水調節
- ・琵琶湖の後期放流
- ・水道用水(京都府)
- ・発電(関西電力)

◆川上ダム

- ・淀川・木津川・前深瀬川の洪水調節
- ・流水の正常な機能の維持
- ・水道用水(三重県・奈良県・西宮市)
- ・発電(三重県)

◆余野川ダム

- ・猪名川の洪水調節
- ・流水の正常な機能の維持
- ・水道用水(箕面市・阪神水道企業団)

河川整備計画原案

◆丹生ダム

水面の有るダムと流水型ダムについて、琵琶湖の環境に対する影響や琵琶湖の治水リスクの比較検討を実施

- ・姉川・高時川の洪水調節
- ・異常渇水対策

◆大戸川ダム

洪水調節専用(流水型ダム)として実施

- ・淀川・宇治川・大戸川の洪水調節

◆天ヶ瀬ダム再開発

現行計画で継続して実施

- ・淀川・宇治川の洪水調節
- ・琵琶湖の後期放流
- ・水道用水(京都府)
- ・発電(関西電力)

◆川上ダム

規模を縮小・新たな目的を追加して実施

- ・淀川・木津川・前深瀬川の洪水調節
- ・流水の正常な機能の維持
- ・水道用水(三重県)
- ・長寿命化のための他ダムの代替容量の確保

◆余野川ダム

下流の河川改修を先行しダムは当面実施しない



人と川とのつながり

目標：参加型の河川整備を目指す

- ・水と人の関わりの中で培われた歴史・文化の薫る川づくり
- ・住民・住民団体、学識経験者との連携、川づくりへの住民参加
- ・情報の共有と公開の推進

等

○歴史・文化の薫る川づくり

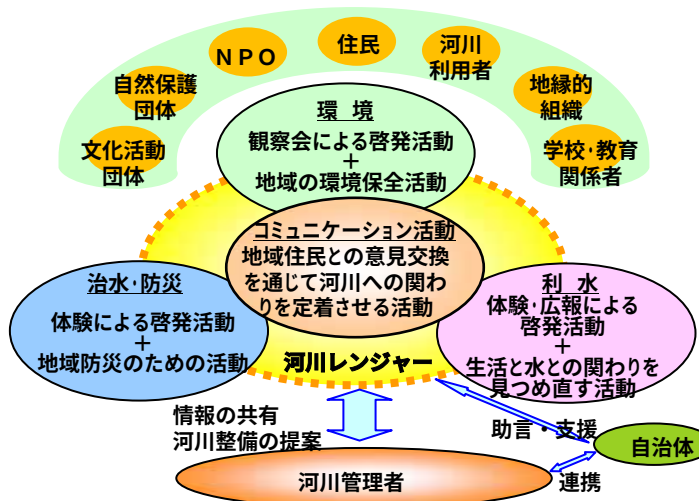
- ・大阪・京都は、淀川を中心に歴史が形成されるとともに、文化が発展。
- ・住民が淀川流域の歴史・文化を身近に感じ、愛着をもてるような川を目指す。

【琵琶湖・淀川流域圏の周遊ネットワークの構築】



○河川レンジャーを活用した住民連携の推進

- ・住民が河川に関心を持ち、身近なものとして積極的に関わられるよう、行政と住民の橋渡し役となって活動する「河川レンジャー」の取り組みを推進する。



○情報の共有と公開の推進

- ・河川整備の実施にあたっては、多くの住民が意見を言えるようにインターネットによる情報公開を充実させる。さらに、マスメディアを通じたタイムリーな情報発信に努める。

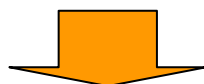


B-BOX(琵琶湖河川情報BOX)

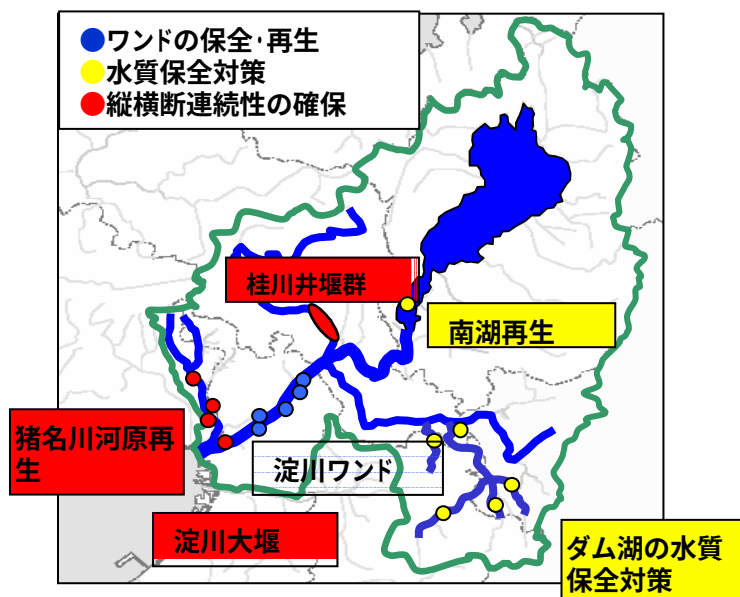
河川環境

河川環境の保全・再生は「『川が川をつくる』のを手伝う」という考え方を念頭に実施

- 徹底した連続性の確保
- ダイナミズムの再生
- 水循環の健全化
- コンクリートが見えない河岸・堤防



淀川水系における今後の河川整備は、変化に富んだ地形と固有種を含む多様な生態系が残されていた頃の河川環境を目指す。



○徹底した連続性の確保



桂川1号堰

今後、撤去予定



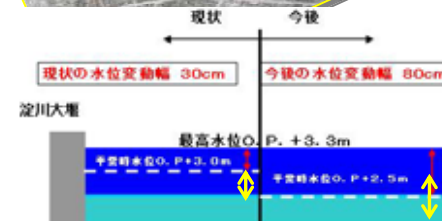
田んぼへ遡上するナマズ

縦断方向において、魚類等の遡上や降下が容易にできるよう、既設の河川横断構造物(堰、落差工)の撤去や改良方策を検討する。

○ダイナミズムの再生 (淀川大堰の操作)



1948(昭和23)年頃の淀川

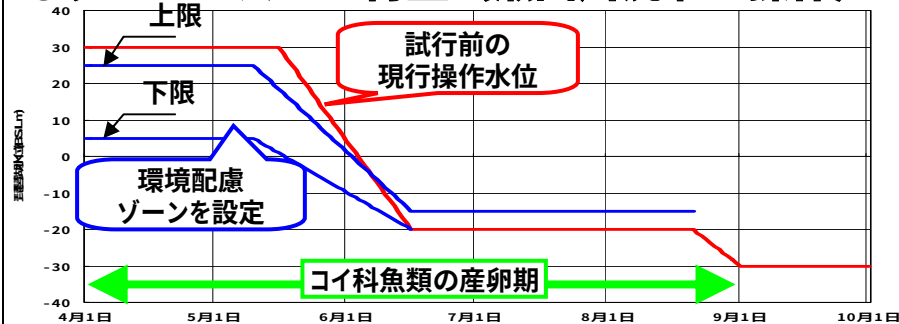


城北地区

春季から夏季の平常時に、湛水域ワンドの水質改善及び生物の生息・生育環境に配慮するため、取水施設を改良することにより、平常時の水位を概ねOP+3.0から、淀川大堰設置以前の水位であるOP+2.5m程度に低くし、自然の水位変動に近づけるべく、操作方法を確立する。

河川環境

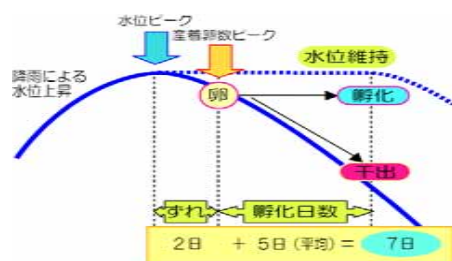
○ダイナミズムの再生（瀬田川洗堰の操作）



洪水期間における琵琶湖沿岸の治水に影響を与えない範囲で、自然の水位リズムをふまえた試行操作をすることにより、生物の生息・生育環境にも配慮した治水・利水・環境の調和のとれた操作方法を目指す。

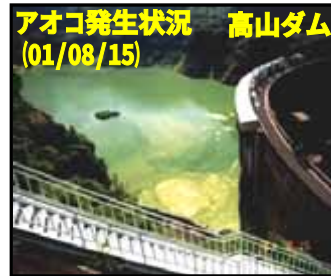
- ・水位ピークの2日後に産着卵数がピークとなる
- ・産卵期平均の孵化日数は5日
- ・7日間水位を維持すれば干出を防げると考えられる

3調査地点のいずれかで10万個以上の産卵確認後、5日間の水位維持を行う



○水循環の健全化

水質保全対策



- ・2002年以降、アオコは発生していない。
- ・琵琶湖、ダム貯水池、河川の水質及び底質の保全・再生対策についても汚濁負荷メカニズムの調査検討をふまえながら、各種の対策に継続的に取り組む。

○コンクリートが見えない河岸・堤防



景観等に配慮し、コンクリート護岸の覆土や堤防の緩傾斜化を図る。また、河川管理施設等の新設及び改築にあたっては、周辺の環境との調和に関して検討する。

利水

水需要の抑制を図り、節水型の社会を目指す。

○水需要の抑制

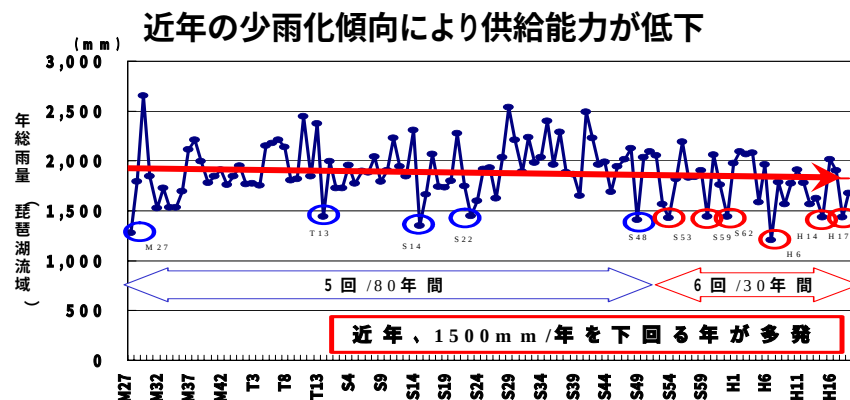
- 水需要の精査確認に基づく水利権の見直し
- 用途間転用による水利用の合理化
- 節水の啓発



節水啓発ポスター

○渇水への対応

- 利水者会議の常設と水需要抑制
- 異常渇水対策の実施 (異常渇水対策容量を丹生ダム又は琵琶湖での確保を調査・検討)



○既存水資源開発施設の再編と運用の見直し

- 既設ダム等の再編、運用の見直しによる効率的運用
- ダム・堰の適正な運用による川のダイナミズムの回復

○新規水源の確保

- 川上ダムの建設、天ヶ瀬ダム再開発の実施

【目的】

- 前深瀬川・木津川・淀川の洪水調節
- 三重県の新規利水 (0.358m³/s) の確保
- 流水の正常な機能の維持
- 木津川上流ダム群の長寿命化のための補給



利用

都市域のコミュニティ空間として、身近な自然を楽しめ、川とまちの一体感が体现できるような河川整備を行う

- 住民、自治体のニーズも踏まえ、貴重なオープンスペースの多様な利用が適正に行われるようにする
- 歴史・風土等を活かした環境教育を推進するための利用を推進する
- 淀川が都市域を流れているという地域特性を踏まえ、身近な自然を楽しめ、川と街の一体感が体现できるようにする

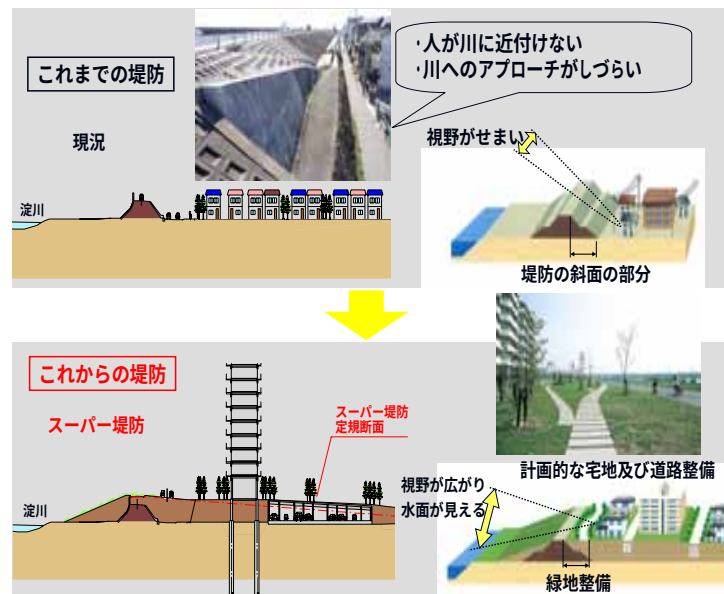
○河川保全利用懇談会

・河川毎の特性、現況を共通認識し、場所毎に「どのような利用が望ましいか」「その利用をどのように整備できるのか」を広く議論し、場合によっては個別でのケーススタディを検討する。



○まちづくりとの連動

・堤防によって川とまちが隔てられている状況を改善し、普段の生活の中で身近に川を感じることができるような、川を活かしたまちづくりを推進する。



○舟運利用

- ・淀川本川・宇治川において、河口から伏見港まで航行可能となるよう必要となる整備を順次実施する。
- ・舟運復活により川への親しみを取り戻すとともに、特に大規模地震発生時等においては陸上交通が途絶することも予想されることから、河川を利用した緊急輸送体制の整備を図る。
- ・淀川大堰上下流の舟運によるアクセスを確保する淀川大堰開門の設置。



航路が確保できていない箇所(枚方から三川合流点)において、水制工を設置し、航路を確保する。

維持管理

洪水・高潮等による災害が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持されるとともに、河川環境の保全・再生を目指す

○情報通信技術を活用した高度で確実な河川管理の実施

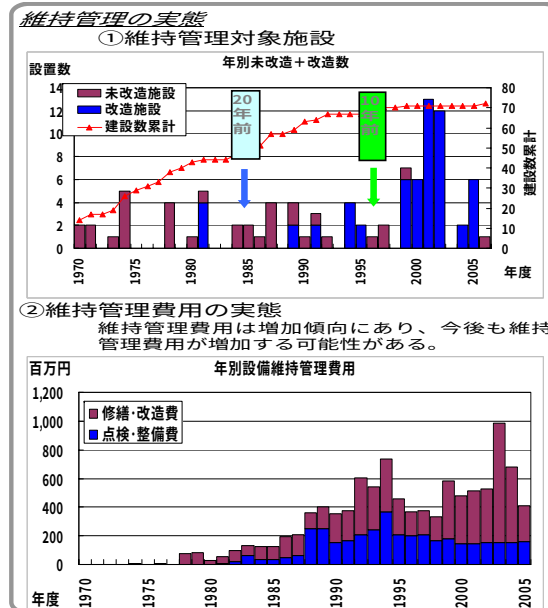
- ・洪水、津波等の発生時において、迅速に安全・確実な施設の操作を可能とする最新の情報通信技術を活用した河川管理の体制を整備する。



上野集中管理センター

○維持管理計画の策定

- ・河川管理施設の多くは1960～80年代に建設されており、老朽化が進んでいることから今後、維持管理費の増加が見込まれる。
- ・維持管理計画を作成し、効率的かつ効果的な機能保持を図る。



○住民と連携した維持管理

- ・河川の維持管理を地域住民と連携して実施することにより、現地に密着した問題等の早期対応、河川愛護精神の向上を図るとともに、維持管理経費の縮減も期待される。



今後のスケジュール

8月16日

河川整備基本方針の告示

8月28日

河川整備計画原案（意見聴取のためのたたき台）の作成

9～12月

学識者の
意見聴取

地元住民の
意見聴取
・反映

自治体の長
の意見聴取

地元住民
との対話
プロセス
(ダムについて)

関係府県
との調整

河川整備計画（案）の作成

平成20年度 政府予算案

1～3月

府県知事への意見照会

(滋賀県)

県議会の
意見聴取

市町村長の
意見聴取

河川整備計画の策定